

◎佐賀県条例第7号

佐賀県ふるさと寄附金基金条例の一部を改正する条例

佐賀県ふるさと寄附金基金条例（平成20年佐賀県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、次に掲げる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 前2号に掲げる場合のほか、第1条の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。</u></p>	<p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、次に掲げる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 地域再生法（平成17年法律第24号）第13条の2に規定する寄附があった場合において、あらかじめ寄附者が指定した事業に必要な経費の財源に充てるとき。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げる場合のほか、第1条の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。